

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十三号

令和二年五月十一日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決処分した令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を、次のとおり公表する。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,302,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,017,844,486千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		195,804,366	1,284,609	197,088,975
	2 国庫補助金	78,500,572	1,284,609	79,785,181
12 繰入金		87,180,107	4,017,424	91,197,531
	2 基金繰入金	75,474,323	4,017,424	79,491,747
歳入	合計	2,012,542,453	5,302,033	2,017,844,486

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		39,323,820	5,302,033	44,625,853
	1 商工業費	38,956,870	5,302,033	44,258,903
歳出	合計	2,012,542,453	5,302,033	2,017,844,486